

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

浦安市長

浦安市規則第 1 1 号

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 3 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「浦安市一時預かり事業所利用承認申請書（別記第 1 号様式）に、市長が別に定める利用者情報記入票を添えて」を「次のいずれかの方法により」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 浦安市一時預かり事業所利用承認申請書（別記第 1 号様式）に、市長が別に定める利用者情報記入票（以下「利用者情報記入票」という。）を添えて、提出する方法
- (2) 一時預かり予約システム（一時預かり事業の予約等を電子計算組織によって行う情報処理システムをいう。以下同じ。）により市長が定める申請事項を入力後、利用者情報記入票を提出する方法

第 5 条第 2 項中「別記第 2 号様式）」の次に「又は一時預かり予約システム」を加える。

第 7 条中「第 4 条の規定により申請書に添付した」を削る。

別記第 1 号様式中「（第 4 条）」を「（第 4 条第 1 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。